

2022年11月10日

季節性インフルエンザの治癒証明書について

健康サポートセンター  
保健室

令和4年11月4日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、『新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について』の通知がありました。本学においてもこの指針に従い季節性インフルエンザに感染した場合には以下の通り変更いたします。

**・季節性インフルエンザの対応については、復帰する際の証明書等の提出は不要となりました。**

- ・医療機関にてインフルエンザと診断された場合は、必ず、その旨を本学の保健室（075-322-6024）に連絡をおねがいします。保健室から担当教員に連絡をいたします。
- ・発症日から5日かつ解熱後2日が経過しましたら、保健室まで連絡をしてください。

尚、新型コロナウイルス感染症の対応については従来同様でお願いします。

引き続き、学内においても、これまで同様の感染対策をよろしく願いいたします。

以上